

鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準

〔平成18年7月26日〕
学 長 裁 定

改正 平成19年3月13日
平成26年2月27日
平成29年11月22日
令和元年9月17日
令和6年4月15日

第1条 大学院体育学研究科博士後期課程（3年制博士課程を含む。以下「博士後期課程」という。）における研究指導担当教員（以下「合資格者」という。）にあつては、原則として本学教授及び准教授のうちから、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国におけるこれと同等と認められる学位を含む。以下同じ。）を有し、授業及び研究指導を担当する上での極めて高度の知識、教育研究上の優れた識見及び能力を有すると認められる者
- (2) 博士の学位を有しないが、担当する授業及び研究指導に関する著書・論文等による研究業績が極めて顕著で、かつ、前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第2条 博士後期課程における授業担当教員（以下「合資格者」という。）にあつては、原則として本学の教授、准教授及び講師のうちから、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、授業及び研究指導の補助を担当する上での極めて高度の知識、教育研究上の優れた識見及び能力を有すると認められる者
- (2) 博士の学位を有しないが、担当する授業及び研究指導の補助に関する著書・論文等による研究業績が極めて顕著で、かつ、前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第3条 本学の教授、准教授及び講師ではない者から合資格者及び合資格者を選考する場合の審査基準は、前2条の規定を準用する。

附 則

この裁定は、平成18年7月26日から施行する。

附 則（平19.3.13）

この裁定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平 26. 2. 27）

この裁定は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（平 29. 11. 22）

この裁定は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。

附 則（令元. 9. 17）

1. この裁定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和元年度以前の入学生を対象とした 3 年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻は、改正後の第 1 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令 6. 4. 15）

この裁定は、令和 6 年 4 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。